

Q 改正後の退職給付に関する会計基準と改訂IAS第19号との差異を教えてください。

A 数理計算上の差異・過去勤務費用の会計処理、退職給付見込額の期間配分方式および期待運用収益という概念の廃止が主な差異として残っています。



解説

平成24年5月に企業会計基準委員会より企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下、基準)が公表されました。また平成23年6月にIASBは改訂IAS第19号「従業員給付」(以下、IAS19)を公表しています。両者の関係は以下のとおりです。

項目		国際財務報告基準 (改訂IAS第19号)	退職給付に関する会計基準	
退職給付債務	測定日	・決算日	・決算日	
	期間配分方式	・給付算定式	・期間定額基準と給付算定式基準のいずれかの方法を選択適用	
	基礎率	割引率	・決算日現在の優良社債の市場利回り等	・期末における国債、政府機関債及び優良社債等の安全性の高い債券の利回りを基礎として決定
		昇給率	・インフレーション等を考慮	・予想される昇給等を考慮した昇給率
		期待運用収益率	・期待運用収益という概念を廃止し、確定給付負債(資産)の純額に割引率を乗じて純利息費用を算定	・期首の年金資産の額に合理的に期待される収益率(長期期待運用収益率)を乗じて計算
年金資産の評価		・決算日の公正価値	・決算日における公正な評価額	
数理計算上の差異の会計処理		・その他の包括利益で即時認識 ・リサイクリングしない	・当期発生額のうち、費用処理されない部分については、その他の包括利益で認識する。	
過去勤務費用の会計処理		・即時に純損益で認識	・数理計算上の差異の処理方法に準じる	
表示	連結貸借対照表	・確定給付負債(資産)の純額	・積立状況を示す額について、純額で「退職給付に係る負債」(又は「退職給付に係る資産」)で計上	
	連結包括利益計算書	・確定給付負債(資産)の純額の再測定 →その他の包括利益 ・過去勤務費用 →純損益	・当期に費用処理された部分 →「退職給付費用」として計上 ・当期に費用処理されない部分 →その他の包括利益で計上	

なお、主な差異として挙げた数理計算上の差異・過去勤務費用の会計処理、退職給付見込額の期間配分方式および期待運用収益という概念の廃止については、これ以降のページで解説します。

Q 改正後の退職給付に関する会計基準と改訂IAS第19号では、数理計算上の差異および過去勤務費用の処理についてどのような違いがありますか。

A 改訂IAS第19号では、数理計算上の差異はその他の包括利益で認識することが要求されています。また、過去勤務費用は即時に純損益で認識しなければならないとされています。



解説

基準では、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分する方法により毎期費用処理します(基準 第24項)。また、過去勤務費用についても数理計算上の差異に準じた処理を行います(基準 第25項)。

これに対して、IAS19では、確定給付負債(資産)の純額の再測定(基準の数理計算上の差異に相当する部分)は、その他の包括利益で認識することが要求されています(IAS19. 120(c))。また、過去勤務費用は、(a)制度改訂又は縮小が発生した時、(b)関連するリストラクチャリング費用又は解雇給付を企業が認識する時の(a)(b)いずれか早い時に費用として認識しなければならないとされています(IAS19. 103)。

このため、基準とIAS19では、以下のように差異が生じます。

	国際財務報告基準 (改訂 IAS19 号)	退職給付に関する会計基準
数理計算上の差異の会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の包括利益として認識する。 ・その他の包括利益として認識した確定給付負債(資産)の純額の再測定は、その後の期間で純損益に振替えることができない(包括利益計算書での組替調整はできない)。 ただし、その他の包括利益として認識した金額を資本の中で振替えることが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当期発生額のうち、費用処理されない部分については、その他の包括利益に含めて計上する。 ・その他の包括利益に計上された額は、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する(包括利益計算書での組替調整が必要となる)。
過去勤務費用の会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ・即時に純損益で認識 	<ul style="list-style-type: none"> ・数理計算上の差異の処理方法に準じる。

IAS19で、確定給付負債(資産)の総額の再測定を包括利益計算書で純損益に振替えない理由については、その他の包括利益と純損益を識別する原則が定められておらず、また、その他の包括利益から純損益に振替える方法も定められていないことを挙げています(IAS19. BC90,99)。

Q 退職給付見込額の期間配分方式について、両基準の差異を教えてください。

A IFRSでは、給付算定式、日本基準では、期間定額基準あるいは給付算定式基準のいずれかを選択適用して期間配分します。



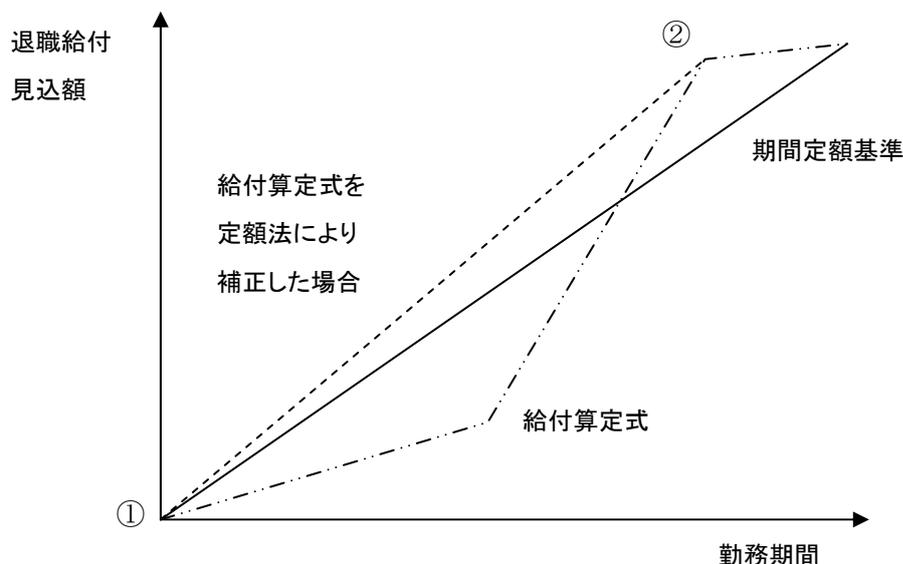
解説

基準では、退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額は、期間定額基準あるいは給付算定式基準のいずれかの方法を選択適用して算定することとしています(基準 第19項)。ただし、給付算定式基準による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならないとしています(基準 同項)。

これに対して、IAS19では、給付算定式に基づいて、勤務期間に給付を帰属させなければならないとしています(IAS19.70)。ただし、後期の年度における従業員の勤務が、初期の年度より著しく高い水準の給付を生じさせる場合には、企業は、給付を定額法により次の期間に帰属させなければならない(IAS19.70)。

- ① 従業員による勤務が、制度の下での給付を最初に生じさせた日(当該給付が将来の勤務を条件としているかどうかにかかわらず)から、
- ② 従業員によるそれ以降の勤務が、それ以降の昇給を除けば、制度の下での重要な追加の給付を生じさせなくなる日まで。

上記の基準およびIAS19の期間配分方法を図に表すと以下のようになります。



このように、どの期間配分方式によるかで、各時点における退職給付見込額の配分額は異なってきます。基準では、いずれの方法も認められていますが、IAS19では、給付算定式(定額法により補正した場合を含む)しか認められていないため、基準を適用し期間定額基準を採用している場合には、日本基準からIFRSへの移行に伴い、財務諸表に影響が出る可能性があります。

Q 期待運用収益の算定について、両基準の差異を教えてください。

A IFRSには、期待運用収益という概念はなく、確定給付負債(資産)の純額に割引率を乗じた額を純利息費用として計上します。



基準では、期待運用収益は、退職給付費用に含まれる項目として規定されており(基準 第14項(3))、その額は、期首の年金資産の額に合理的に期待される収益率(長期期待運用収益率)を乗じて計算するとされています(基準 第23項)。

これに対して、IAS19では、純損益に認識すべき金額として以下の項目が列挙されており(IAS19.57(c))、期待運用収益については、独立した概念としては捉えず、③に含めたかたちで整理されています。

- ① 当期勤務費用
- ② 過去勤務費用および清算損益
- ③ 確定給付負債(資産)の純額に係る利息の純額

そして、当該③の計算については、確定給付負債(資産)の純額に、退職後給付債務の算定に使用する割引率を乗じて算定しなければならないとされています(IAS19.123)。

なお、ここでいう確定給付負債(資産)の純額とは、積立不足または積立超過(確定給付制度債務の現在価値－制度資産の公正価値)に、確定給付資産の純額を資産上限額に制限することによる影響を調整したものをいいます(IAS19.8)。簡単なイメージとしては、年金資産と退職給付債務をNETした金額に退職給付債務の算定に用いた割引率を乗じて、利息の純額を算定する、ということになります。

ここでIAS19と基準の差異を整理すると、以下のようになります。

	IAS19	基準
年金資産から生ずると見込まれる収益の捉え方	確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額の構成要素	期待運用収益
年金資産から生ずると見込まれる収益の算定方法	確定給付負債(資産)の純額に割引率を乗じて算定(利息費用と一括して算定)	年金資産の額に長期期待運用収益率を乗じて算定(利息費用と別に算定)

このような差異の背景には、財政状態計算書に認識される確定給付負債(資産)の純額をどのように捉えるかの違いがあります。その捉え方として、IAS19には「純額説」と「総額説」という2つの考え方が示されています(IAS19.BC84)。

	純額説	総額説
確定給付債務(資産)の純額の捉え方	企業が制度に対して負っているか、または、制度が企業に負っている単一の金額とみる捉え方	制度資産と確定給付制度債務の2つの部分から構成され、別々に測定されるが一緒に表示されるものとみる捉え方
整合する利息費用・利息収益の考え方	利息純額アプローチ	期待収益アプローチ

IAS19は、財政状態計算書における確定給付負債(資産)の純額表示との整合性が高いことから、純額説を採っているため、関連する利息の算定についても、純額説と整合的である利息純額アプローチを採っています(IAS19.BC74およびBC84)。

またIAS19は、期待収益アプローチを採らない論拠として、実務上、期待収益を算定するための観察可能な情報が利用可能でない可能性の方が、利息純額アプローチに使用される割引率の場合よりも高い点も挙げています(IAS19.BC83)。

以上のような理由から、IAS19は、利息純額アプローチを採り、確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額を、確定給付制度債務の測定に用いたのと同じ割引率で計算することを要求しています(IAS19.BC74)。

このような差異により、日本基準からIFRSへ移行した場合、期待運用収益率と割引率の差から生じる差額が財務諸表上、損益に影響する可能性があります。